

## 県産果実プロモーション動画制作業務委託仕様書

### 1 委託業務名

県産果実プロモーション動画制作業務委託

### 2 業務期間

契約締結日から令和4年9月30日までとする。

### 3 業務目的

山梨県では、恵まれた環境のもと、高品質な果実や野菜のほか、銘柄食肉や県オリジナルブランド魚等が生産されている。また、地球温暖化の抑制に貢献する「4パーミル・イニシアチブ」や家畜の適正な飼養管理と健康の維持に配慮した「アニマルウェルフェア」等、農業分野からSDGsの実現に向けた取り組みが実践されている。

このような品質の高さだけでなく、おいしさの先を行く山梨県農業の魅力を「おいしい未来へ やまなし」をキャッチフレーズに6つの未来としてストーリー化し、発信している。

生産量日本一のモモ、ブドウは、匠の技を持つ生産者が作り出すハイクオリティな未来として消費者へ訴求し、魅力を伝えることが必要である。

このため、主要農産物である県産果実の品質の高さを、消費者等に印象付けるための動画を制作し、県産果実ブランドの価値を高めることを目的とする。

### 4 業務内容

受託事業者は、次に掲げる項目について山梨県と協議の上、委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項については、委託業務の受託事業者として決定した際の企画提案書等の事項のうち、山梨県の指示するものについては契約書又は仕様書に追記する。

#### (1) 全体のコンセプト

ハイクオリティな県産果実の魅力を消費者等に周知することでブランド力向上を図ることを目的とするため、品質の高さを印象付ける動画を制作する。

#### (2) 動画の内容

- ① 県産果実の品質の高さが、消費者等に伝わる内容とすること。
- ② 対象とする県産果実は、モモとブドウとすること。

- ③ 動画の長さは1分程度とし、モモ編とブドウ編をそれぞれ1本制作すること。
- ④ 撮影する映像は、7月から9月に行われる農作業及び収穫した果実とすること。

### (3) 納品

受託事業者は、成果品として次の電子データをDVD-ROM等に記録し、令和4年9月30日までに納品すること。

#### ① 完成した動画

- i 映像の規格はアスペクト比16:9とすること。
- ii データ形式は次のとおりとすること。なお、形式が異なる場合は、それぞれ別のDVD-ROM等に記録するものとする。
  - ・YouTubeにアップロード可能な形式
  - ・一般的なDVD付きパソコンで再生可能な形式
  - ・DVDプレーヤーで再生可能な形式

#### ② 撮影素材一式

県と協議の上、動画制作のための撮影に使用した映像や写真等を納品すること。

## 5 業務成果の取り扱い

### (1) 業務成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託契約業務完了報告書を、山梨県に提出すること。

### (2) 業務成果の帰属等

- ① 本業務により制作された動画、撮影素材等の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、県に帰属するものとし、県はウェブサイト等に随時使用、複製できるものとする。

成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は、これを無償で、非独占的に使用できるものとし、受託事業者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

- ② 受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

## 6 留意事項

- (1) 受託事業者は、委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 受託事業者は、本業務を遂行するにあたり、必要な作業の方法、人員配置、工程等について、適切かつ詳細な業務実施計画書を立案し、県の承認を得ること。
- (3) 委託業務の遂行に際しては、「県産果実プロモーション動画制作業務委託に係る企画提案公募要領」に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (4) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたと

きは、速やかに山梨県と協議を行うこと。

- (5) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (7) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

## 7 その他事項

### (1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

### (2) 必要な資機材について

委託業務に必要となる資機材は、受託事業者が用意すること。

### (3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うものとする。

### (4) 紛争処理について

委託業務に関して、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託事業者は自己の責任においてこれを解決するものとする。